

御堂筋デザインガイドライン

〈まちなみ創造ガイドライン〉

御堂筋本町南地区

- Ver.1.4 -

令和 8 年 ● 月

大 阪 市

変更（案）

- ※変更箇所のみ抜粋しています。
（目次に赤囲みしているページを
抜粋しています。）
- ※変更箇所は文字を赤色に
着色しています。

目次

頁

1. はじめに

(1) 御堂筋デザインガイドラインの目的と基本的な考え方	1
(2) 対象となる行為.....	2
(3) 対象範囲	2

2. まちづくりの目標

(1) 御堂筋らしさとは.....	4
(2) 御堂筋エリアの将来像	11
(3) 【本町～長堀 区間】のまちなみ創造の方針	12

3. 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

(1) 落ち着きと高級感のある複合市街地の形成に向けて	13
(2) 高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて.....	19

4. ガイドラインの運用について

(1) 各ルールの留意点.....	33
(2) デザイン協議の概要	35

別冊. 誘導事例集

1 はじめに

(1)御堂筋デザインガイドラインの目的と基本的な考え方

○目的

<まちの将来像とまちなみ創造の作法の共有と対話型まちなみ創造の実践>

- 都市を取り巻く状況が大きく変化する中、大阪の成長を牽引する都心の活性化が不可欠となっており、御堂筋沿道及び周辺では、これまで培ってきた業務・商業集積地の強みを活かしながら、24時間稼働する魅力的な多機能エリアをめざし、大阪の伝統と革新が生み出す世界的ブランド・ストリートとして、御堂筋沿道を次世代に向けて再生・発展させていくこととしています。
- その実現に向けては、国内外を問わず、土地所有者、建物事業者、店舗等のテナント事業者等、まちづくりに参画するすべての人々（以下「事業者等」という。）が、御堂筋エリアの将来像と、御堂筋沿道における景観形成だけでなく幅広い視点からのまちなみ創造の作法を共有する必要があります。
- そこで、本市では、その羅針盤として「御堂筋デザインガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、本ガイドラインに沿って本市と事業者等が対話を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進することを目的とします。

<進化するガイドライン>

- 本ガイドラインは、社会環境・経済情勢の変化等に対応して、その内容を適宜見直し、より望ましい姿へと進化させていくこととしています。Ver.1.1（令和3年4月）では、「御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱」の制定に伴い、広告物・サイン等の取扱いにおける点滅又は回転等の基準を変更しました。Ver.1.2（令和6年3月）では、実際にガイドラインによって誘導された事例を紹介する別冊「誘導事例集」を追加しました。Ver.1.3（令和6年11月）では、広告・サイン等の取扱いにおける暫定利用・イベント対応時の特例を変更しました。Ver.1.4（令和8年●月）では、[広告・サイン等の取扱いにおける協議対象や設置基準、デザイン等に係る配慮事項を変更しました。](#)
- 将来的には地元組織等による運用（テナント更新時等の自主的運用、メンテナンス等）も想定しています。

○基本的な考え方

<より良いまちなみを実現するための指針等の明示>

- より良いまちなみの実現をめざし、個性と質の高いまちなみを形成するための形態誘導や、にぎわい形成のための低層部の建物用途、屋外広告物などは、具体の指針等を示します。

- また、居住施設を含む建築物の外観デザインや低層部のにぎわいの質などについては、一定の条件のもとに事業者等の創意工夫に委ね、魅力的で陳腐化しないまちづくりの実践を誘発することを意図しています。ガイドラインではそのための共通の判断をやすくするため、望ましい参考事例等（写真等）を列挙しながら、指針等を示します。

(2)対象となる行為

- 「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づき、以下の行為を対象とします。以下の行為を行う場合は必要なデザイン協議を行ってください。
 - 建築物を新築、増築、改築、移転する場合
 - 道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
 - 用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
 - 屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物を含む）を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

※デザイン協議の概要については、4（2）デザイン協議の概要（p.35）を参照してください。

(3)対象範囲

- 本ガイドライン（御堂筋本町南地区）では、御堂筋沿道として、御堂筋から、東西方向に1街区、南北方向は中央大通から長堀通まで【本町～長堀 区間】の範囲を対象とします。（次図参照）ただし、心齋橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除きます。
- なお、土佐堀通から中央大通までについては、別途「御堂筋デザインガイドライン（御堂筋本町北地区）」を参照してください。

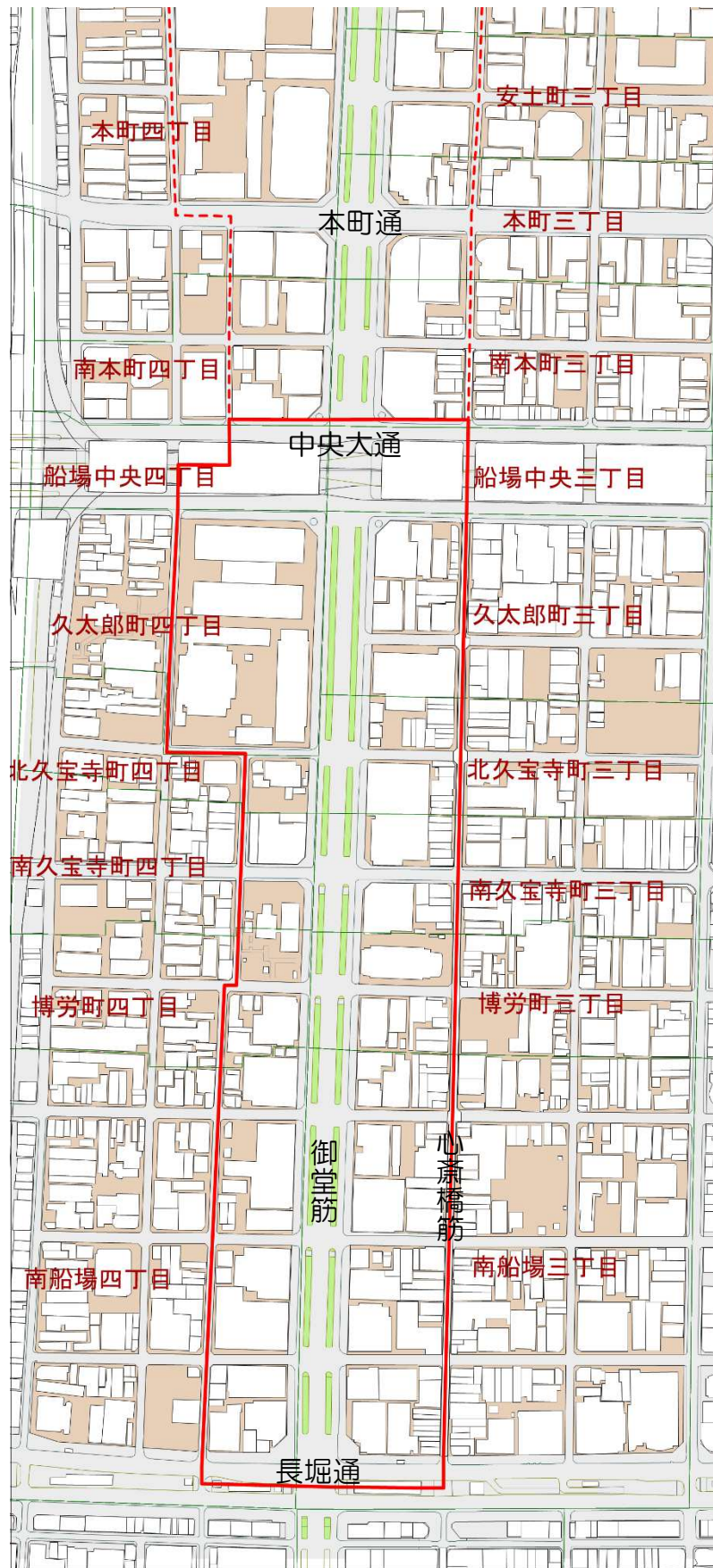


図 ガイドライン（御堂筋本町南地区）の対象範囲

(2) 高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて



- 1) 低層部におけるなにぎわい形成に資する用途の導入
- 2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出
- 3) 船場地区を含めたなにぎわい機能・空間の拡張
- 4) オープンスペースの利活用
- 5) 魅力的な夜間景観の創出
- 6) 広告・サイン等の取扱い
- 7) 駐車・駐輪施設の取扱い

6) 広告・サイン等の取扱い

- 低層部では高級なにぎわいを演出する広告・サインを許容 **2.6.1**
- ・建築物及びその敷地内に屋外広告物を設置する場合は、次の設置基準を基本としてください。ただし、建築物と一体としてデザインされ、良好な都市景観に寄与するもの 及び本町通以南の心齋橋筋に面するものは、この限りではありません。

御堂筋本町南地区における広告・サインの設置基準

		中高層部（原則3階以上）	低層部（原則2階以下）
基準		自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。	
		建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。	建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。ただし、ガラス面利用については、外観と一体的にデザインされたものは可とする。
		<u>屋上に設置するものは不可。</u>	—
		点滅又は回転等をしないもの。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
		標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。	
		—	地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
高さ及び表示面積等	壁面に掲出するもの	表示面積は建築物の各面毎に外壁面積の1/10以内かつ50㎡以内とする。なお、屋上広告物の表示面積も含むものとする。 <u>ただし、共同化、一体化を行う敷地に掲出するものは、この限りではない。</u> 外壁面からの出幅は30cm以下とする。	
	建物から突出するもの（そで看板等）	壁面から突出する広告物の突出幅は1.0m以内とする。	壁面から突出する広告物の突出幅は1.0m以内とし、広告物の下端までの高さは、3.5m以上とする。ただし、店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバナーについては可能とする。
	地上に設置するもの	—	高さ5m以下。 一の表示面積は2.5㎡以下。 原則、4以下。
表示面積の算定方法		個々の広告物ごとにその面積を算定	
		壁面に掲出した文字の場合は外郭線で囲まれた面積	
		集合して一体の広告物と一体の広告物とみなされるものはそれらの合計	

- ・本ガイドライン制定時に既存の屋外広告物の意匠変更（盤面変更等）を行う場合は、この基準の対象外としますが、新たな屋外広告物を設置する場合は、既存の屋外広告物も含めて、本設置基準に沿ったものとしてください。
- ・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）については、別途要綱を定めています。
【参照：御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱】

- 風格あるまちなみをめざすため、御堂筋に面する建物において、できるだけ中高層部にはサインを設置しないよう配慮してください。やむを得ず設置する場合は、ビル名など更新頻度の少ないものだけに限り、建築物の意匠と調和するよう検討してください。
- 御堂筋に面する建物において、テナント名などを表示する際は、表示方法や位置がテナントごとに不揃いになることがないように、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討してください。（例、建物の入り口付近などに集約して設置する、等）

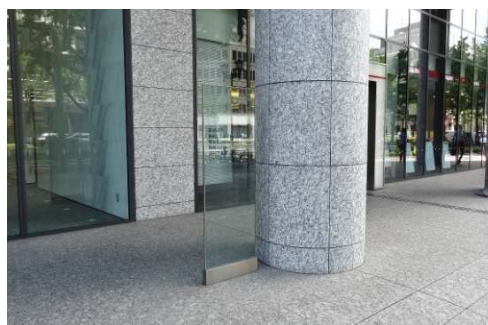
● 暫定利用、イベント対応時の特例 2.6.2

- 暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準を適用除外とします。

ただし、御堂筋にふさわしい高級なにぎわい形成に資するよう配慮してください。

● デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3

- 情報伝達手段である広告やサインは、通常、人目につきやすいものであることが求められますが、その手段が色使いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまい、その行為が近隣で反復されるようなことになると、必要な情報がうまく伝わらないだけでなく、乱雑な景観につながる恐れがあります。
- 広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができます。デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設け、統一感をもたせることで人目につきやすくする、という発想に立ち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力してつくっていきけるよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫してください。



テナント名を集約して表示している例。



一目で用途や空間構成が分かるサインの例（左）。モニュメントのようなテナントサインの例（右）。

暫定利用、イベント対応の例。

• 暫定利用

工事中の建築物等の周知等のために、工事の仮囲いに表示されるもの（表示内容：建築物・入居テナントの名称やコーポレートロゴ等、及び地域の価値向上を図る活動に資するためエリアマネジメント団体が設置するもの）



• イベント対応

講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント等のために、一時的に表示または掲出されるもの



- 例えば、広告・サインは以下のような点に配慮することで、落ち着いたデザインとすることができます。御堂筋沿道にふさわしく、建築物全体の形態・意匠とも調和するよう配慮してください。

(暫定利用・イベント対応時)

- 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。
- 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。
- 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする、等。

(通常の広告・サイン)

- 上記、「暫定利用・イベント対応時」の事項
 - 文字は、切り文字や箱文字とする。
 - 地色は、壁面と同系色とする。
 - 高彩度 (概ね彩度6を超えるもの) の利用を抑える。
 - 人物、キャラクターの意匠の使用は 最小限に抑える。
 - ・中高層部では使用しない。
 - ・低層部では、ヒューマンスケールに配慮したものとする。(表示面積(人物、キャラクターを囲む外郭線の縦×横)は0.67㎡以下とする。) ※、
- 等。

(※) 低層部の広告・サインについて、エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとして設置する場合はこの限りではありません。

【参照：[2.2.4](#) 広告・サイン等】



工事仮囲いに、デザイン性のある表示内容を掲出することで上質なにぎわいを演出した例。

(出所)

左：銀座街づくり会議

右：プロジェクト:YURAKUCHO ART SIGHT PROJECT Vol. 05

企画・制作:合同会社 TOKYO PHOTOGRAPHIC RESEARCH



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。

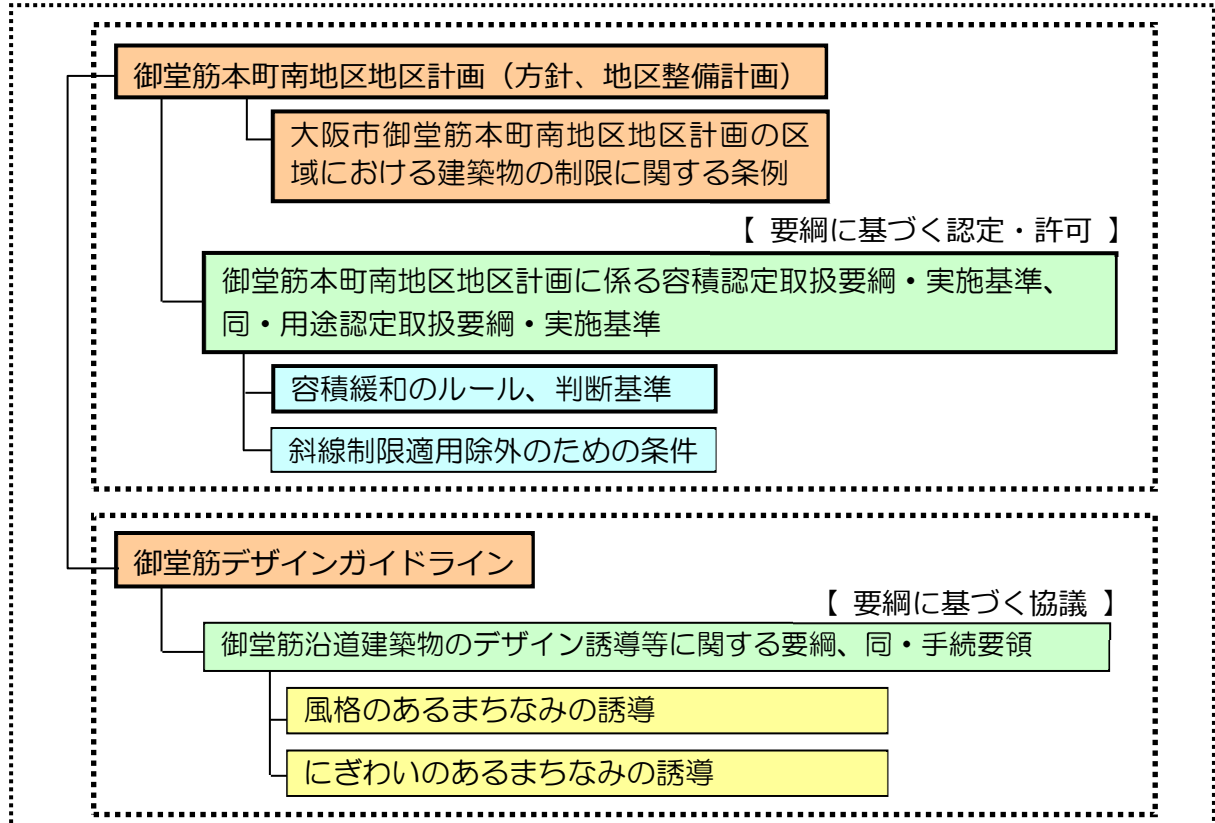


切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

(2)デザイン協議の概要

- 御堂筋本町南地区では、『地区計画』により建築物の用途や形態等について定めるとともに、建築物の形態意匠やにぎわいの質、建築物・広告物のデザイン等については、本ガイドラインにより誘導の指針等を示し、大阪市と事業者等との対話によるデザイン協議を行っています。デザイン協議の詳細については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」を参照してください。

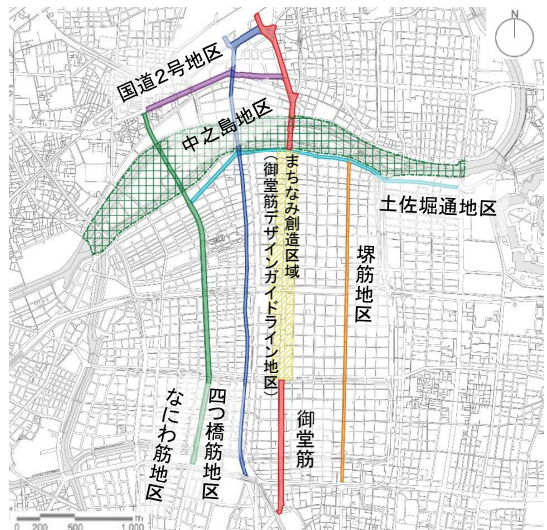
御堂筋本町南地区におけるデザイン誘導の概要



景観計画区域図

（重点届出区域及びまちなみ創造区域）

※御堂筋デザインガイドライン区間は、大阪市景観計画において、「まちなみ創造区域」の「御堂筋デザインガイドライン地区」に位置づけられているため、景観計画もふまえた計画としてください。



■デザイン協議の対象行為について

本ガイドライン2ページの(3)対象範囲内において、以下の行為を行う場合は、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づきデザイン協議を行うこととなります。その際は、本ガイドラインに沿った計画としてください。

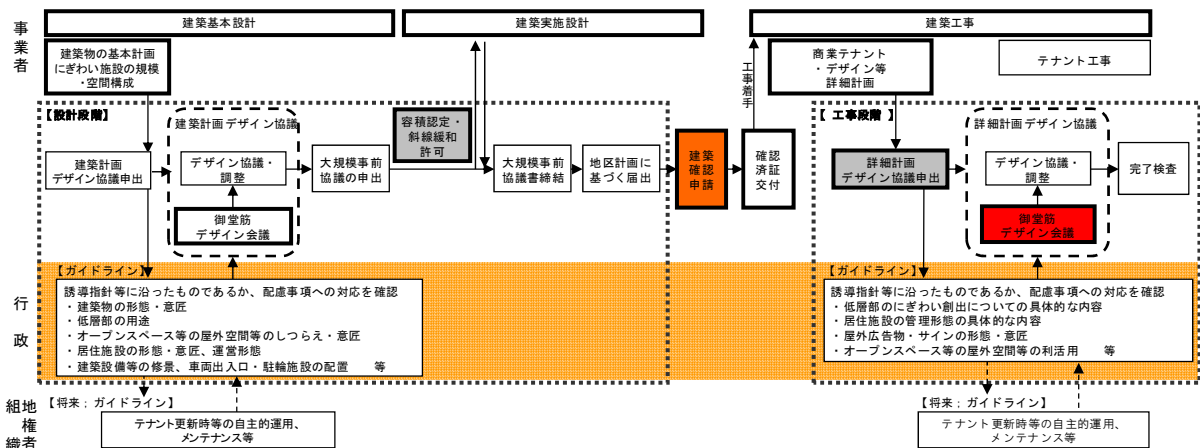
- 建築物を新築、増築、改築、移転する場合 ⇒

①建築計画デザイン協議
 ②詳細計画デザイン協議
- 道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
- 用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
- 屋外広告物 (ガラス面の内側に貼り付けられる広告物を含む) を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合 ⇒

③意匠計画デザイン協議

※集合看板について、設置に際し全体デザインの意匠審査を受けたもので、個別の意匠枠(大きさ0.15㎡以下)の意匠変更のみを行う場合は、協議を省略することができる場合があります。

御堂筋沿道建築物 建替えフロー (大規模建築物の場合の例)



「建築計画デザイン協議」部詳細

